

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

紀北町長 尾上 壽一

| | |
|-------------------|---------------------|
| 市町村名 (市町村コード) | 紀北町 (24543) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 島原地区 (島原向井) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和7年3月5日 (第 1 回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

赤羽川沿いに位置しており、主食用水稻を主要作物とし、マイヤーレモンやハウストマトの栽培が行われている。地域内の農地のほとんどは圃場整備済であり、概ね平坦で2反程度の区画が多いが、一部圃場では大型機械の使用が困難な小区画圃場があり営農の課題となっているほか、平成初期に行われた事業であるため水路等施設の老朽化が課題となっている。

また当該地域では、1名の認定農業者と1名の認定新規就農者により大部分の農地の利用が図られているものの、将来的には、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が必要だと考えられる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

主食用水稻を主要作物とし、営農を継続する。地区内の担い手がより効率的に耕作ができるように集積を進めていく。将来的には、新規就農者を確保・育成に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積 | 16.6 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 16.6 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

既に作成している人・農地プランの区域を原則とし、周辺農地をの状況を考慮し区域を設定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

自作農家が何らかの事情で営農継続が難しくなった場合、隣接する耕作者や地区内の担い手への検討し可能な限り農地の集積を図る。

| |
|---|
| (2)農地中間管理機構の活用方針 農地の賃借は農地中間管理機構を通じて行っていく。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針 今後集積が進んでいった際に、事業実施を検討していく。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 認定農業者1名、認定新規就農者1名おり継続的な営農が見込まれるが、新たな担い手の育成をしていくことにより、安定した営農を目指していく。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 活用見込みなし。 |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | | | | | | |
|---|-----------|--|-------------|--|---------|--|----------|---|------|
| ✓ | ①鳥獣被害防止対策 | | ②有機・減農薬・減肥料 | | ③スマート農業 | | ④畑地化・輸出等 | | ⑤果樹等 |
| | ⑥燃料・資源作物等 | | ⑦保全・管理等 | | ⑧農業用施設 | | ⑨耕畜連携等 | ✓ | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ① 獣害防護柵の設置補助金の活用や猟友会員との連携により、対策を継続していく。
- ⑩ 当該地域では多面的機能支払交付金組織もあり、交付金を活用しながら営農を継続的に取り組んでいく。